

2006年4月8日

北海道マニフェスト2次案

1 はじめに

北海道は明治以来、「国」や「官」主導による開発が進められ発展してきましたが、冷戦構造の終焉、経済のグローバル化、少子高齢社会の進展とともに、これまでの開発・発展を支えてきた構造が根底から揺らぎ、大きな変革期を迎えています。

小泉政権は、「聖域なき構造改革」を進めてきましたが、その内実は、「効率」を優先した市場原理を貫徹させようというもので、勝ち組、負け組の二極化が顕著となり、弱者や地方が切り捨てられる社会になっています。

2003年4月に誕生した高橋知事は国とのパイプを重視し、「北海道新生」を掲げて道政を進めてきましたが、経済再生、個性ある地域づくり、財政再建、地方自治の確立など当面する北海道の重要課題は依然として解決していません。

知事就任後、本道の経済・雇用情勢は厳しいままに推移し、札幌圏への一極集中が進み、地域は疲弊しています。また、極度に悪化した道財政の再建の展望は開けず、地方自治の確立については、地方分権が前に進んでいません。道職員幹部の逮捕、道警不正問題など「官」の不祥事が続き、道政改革も進んでいません。こうした中で、道民の間に大きな閉塞感が漂っています。

高橋知事は、国に依存し、国から言われたことをやる、あるいは対処療法的に課題を解決しようとする、という姿勢で、道民の道民による道民のための政治を実現していません。

北海道が直面する危機を打開していくためには、中央依存、官依存の体質から脱却し、北海道のことは北海道で解決する真の自立に向けた改革を推進していかなければなりません。

今日、道民の目線で道民と一緒にあって北海道のことを真剣に考え、確たるビジョンのもとに道民の先頭に立ってリーダーシップを発揮していくトップこそが必要です。

民主党は2007年の政治決戦に向け、民主党の考えるビジョンとその実現に向けた具体的な道筋を明らかにする“北海道マニフェスト(政権公約)”を提示していきます。

2 高橋道政の評価

経済再建

高橋知事は自らが掲げた公約の実行プランの『北海道新生プラン』と、実施する施策・事業の進め方を明らかにする『アクションプラン』を策定し、経済の再建にむけて取り組んできました。しかし、北海道の雇用情勢は05年10-12月期の完全失業率は5.3%、失業者数は15万人と全国最悪の水準にあり、06年1月の有効求人倍率は0.55と全国(1.06)と比較して大きく下回っており、依然厳しい状況が続いています。

また、正規雇用が減り、不安定なパートやフリーターなどが増え、雇用の質が劣化し続けています。さらにニートと呼ばれる若年無業者の数も増え続け、経済的に大きな二極化が進み、深刻な格差社会が生まれています。

高橋知事はIT産業の育成を掲げましたが、道内の情報通信業は、01年から04年の間に事業所数が184減(マイナス8.4%)、従業員数は3384人減(マイナス8.2%)と大きく落ち込んでいます。また、北海道観光では、来道客数が03年に前年比マイナス1.7%、04年には前年比マイナス3.8%と年々下がり続けています。

05年の道内企業倒産は負債総額が前年比37.9%増、件数は前年比55.8%増となり件数は01年以降最多となりました。04年の北海道の自己破産件数は1万2,000件を超え、10万人あたりの破産者数は九州地区に次いで全国で2番目に多く、長引く景気低迷、厳しい雇用情勢が顕著になっています。

地域づくり

北海道の人口は03年3月には566万人でしたが、05年3月には563万人と年々減少の一途をたどっています。その一方で、札幌市の人口は185万人から187万人と増加し続け、地域における過疎化が進んでいます。

04年の北海道の合計特殊出生率は1.19と全国平均(1.29)を大きく下回っています。北海道の高齢化率は03年の18.8%から05年には20.9%と上昇し、全国平均(19.72%)よりも高くなっています。また、北海道の少子高齢化は全国に比べて急速に進んでいます。

道は道民のさまざまな生活ニーズを満たす地域的なまとまりとして、道内を6つの地域生活経済圏に分けてきていますが、道央圏ばかりが肥大化し、他5圏域での有効な地域振興策は進んでいません。こうした中で、高橋知事は政府の方針通りの市町村合併を推し進めています。

高橋知事は地域の魅力やそこで暮らす人々の活力を引き出すことができず、地域を疲弊させ札幌圏への人口集中を助長しています。地域における医療、介護、教育、子育て支援などの暮らしの安全・安心を守る施策が進んでいないために、各地域の道民は生活の不安を抱えたまま取り残された状態になっていて、地方の崩壊を招いています。

地方自治の確立

小泉首相の道州制特区への取組み要請を受けて、高橋知事は04年4月に道内での議論を

欠落させたまま、北海道の考えを示した「道州制プログラム」と「道州制特区に向けた提案」を国に提案したが、中央省庁の抵抗により、権限移譲を進める基準や手続き、財政的な措置などの基本原則のやり取りに終始し、一向に前進していません。

市町村合併に関して、高橋知事は政府の方針通り合併を推し進めようとしたが、合併を選択したのは21地域にとどまっています。北海道の自治体は一自治体の面積が広大で、人口密度が低く、市町村は「広域連合」など多様な自治のあり方を模索し、そのことを提言していますが、高橋知事はその意向を無視しています。

行財政改革

05年度末の道債残高は5.6兆円まで膨らんでいます。02年度末時点で道債残高は4.9兆円と道は財政建て直しの緊急性に迫られていたにもかかわらず、03年4月に就任した高橋知事は翌年04年8月になってようやく「財政立て直しプラン」を示しました。

「財政立て直しプラン」は医療費助成制度の見直しにより、弱者を切捨て、私学助成費削減によって、子どもたちの教育環境を切り下げるものでした。

プラン策定時に、歳入、歳出の両面において見通しを誤ったことから収支不足額が拡大し、プランの見直しを余儀なくされ、プラン策定初年度から早くも躓きました。

06年2月には「新たな行財政改革の取組み」を策定し、行政改革に対する方向性と財政構造改革に向けた取組みを示しました。しかしその内容は、07年度に達すると予想される1800億円の収支不足を回避するために人件費、社会資本整備事業費、一般施策事業費を大幅削減する、という道民生活を無視した単なる歳出削減策であり、将来(08年度以降)の財政展望を示したものではありません。また、その中で職員数を05年度からの10年間で約6,000人削減することを示していますが、これは歳出削減のつじつま合わせのためだけで、道庁のあるべき姿を描いたうえでの行政改革にはなっておらず、「縮小・萎縮するだけの道政」へ陥ることが危惧されています。

道警不正問題に関する姿勢

03年11月に発覚した道警裏金疑惑について、道警本部長の「予算執行は適正に行われている」との発言を受け、高橋知事は「道警本部長の発言は重たく、改めての調査は求めない」と述べて疑惑を解明する姿勢を全く見せませんでした。しかし、内部告発などにより道警が旭川中央署での報償費裏金づくりを認めると知事はようやく監査委員へ特別監査を要求しました。

その後の確認監査で、国費を含む「不適正執行額」(裏金)約11億円のうち道の被った損害額は約2億4,000万円とされ、これが返還対象となりましたが、「使途不明金」とされた約3億9,000万円については返還対象とならず、真相は解明されていません。こうした中で、03年度の一般会計・特別会計決算はこの問題が主な理由で道議会において全会一致で不認定とされました。

その後、道民の間で真相解明に向けて道議会の百条委員会設置を求めた署名運動が起こりましたが、高橋知事は積極的な姿勢を見せず、自らの予算監督権を放棄しています。

3 「もう一つの改革案」

私たちのビジョン

改革の方向性

道民が希望を持ち、安心して生活を送れる北海道を創ることが私たちの最大の目標です。

北海道はこれまでの国依存、官依存の体質から脱却しない限り、これからの明るい未来の展望を拓くことはできません。私たちは「分権」と「協働」をキーワードに、地域主権の改革を道民と一緒に進め、希望と安心の北海道を創造していきます。

「分権」と「協働」

私たちは、国依存の体質から脱却する「分権型社会」を構築していきます。これまでの中央集権体制による「画一的・縦割り」行政は、地域の個性と魅力を奪うとともに、ムダな財政支出も生んできました。国から地方への分権改革を進め、地域のことは地域が責任を持って決めることができるようにします。

私たちは、また、官と民の協働による「協働型社会」を構築していきます。これまでの官依存・官一辺倒の公共サービスのあり方を見直し、官の果たすべき責任を明確にしながら、民の活力を生かした新たな公共サービスの提供を進めます。小泉政権を進める「市場による問題解決（マーケット・ソリューション）」ではなく、「自発的な市民・協働社会による問題解決（^{（注）}コミュニティ・ソリューション）」を進めます。

経済

北海道経済はこれまで、公共事業に大きく依存してきましたが、その公共事業は縮減の一途を辿るばかりです。これからは地域の個性や魅力を最大限に生かした自立型経済を構築していかなければなりません。

私たちは、技術力・経営力のある人づくりを進めます。優位性のある「食」や「環境」を軸に、道内外に発信力を持つ地域産業・地場産業を育成していきます。雇用のセーフティネットを確立しながら、フロンティア精神のもとに誰もがいつでもチャレンジできる自由な経済社会の創造を進めます。

地域社会

これまでの「画一的・縦割り」行政は、地域を疲弊させ、一極集中を生みました。

「効率」優先の小泉構造改革により、地域社会の崩壊が進行しています。地域の再生を急がねばなりません。

私たちは、地域の多様性が大切にされ、また、地域に住む一人ひとりの個性が大切にされるよう、官と民の協働による「信頼」と「納得」の新しい公共を実現していきます。地域住民が、それぞれのライフスタイルのもとに、生き活きと暮らすことができる新しいコミュニティの創造を進めます。

自治

北海道の自治は、地方切り捨ての小泉構造改革、国の言いなりになった高橋道政のもとで破綻・崩壊の危機を迎えています。真の分権改革を進め、自治を再構築していくことが必要です。

私たちは、国の役割を国家的課題に対応するものに限定・重点化して権限と税財源を地方に大幅移譲し、地域のことは地域が責任をもって決めることが出来る真の分権型社会＝「地域政府」を確立していきます。市民が主役、地域が主役の自治（地域主権）をめざし、情報共有や住民参画を積極的に進めます。

（注）コミュニティ・ソリューションとは、既存の組織や機構で対応できないさまざまな問題を、自発的に集まった人々が、お互いに情報や場を共有して、新たに人のつながりを生み出しながら、課題解決にあたっていくプロセスです。

「分権」と「協働」の北海道を創る（政策各論）

1 自立した経済をつくる

北海道経済は、中央依存や官依存＝「公共事業」依存、「本州の支店経済」と言われる体質から早期に脱却しなければ、縮小・衰退するばかりです。

経済の主役である「民間」が主体となって、「市民」や「行政」と協働し、“豊かな食”や“恵まれた環境”など、ふるさと北海道の特性や潜在力を最大限に生かしながら、国際競争や地域間競争に挑戦する元気な地場産業・新産業を育成・強化し、「依存から自立へ」と北海道の経済構造を大きく転換させていくことが必要です。

（1）優位性のある農林水産業の再生強化

（安全・安心の食料生産）

- ・ 化学肥料・農薬・除草剤などの使用を極力減らしたクリーン農業と自然環境への負荷をできる限り抑えた有機農業の促進します。
- ・ 遺伝子組み換え作物の商用栽培は原則禁止します。
- ・ BSE対策として、と畜解体される牛すべてを検査する態勢を継続します。
- ・ 「生産者から食卓までの顔のみえる関係づくり」をめざし、食品履歴情報把握（トレーサビリティ）システムを充実させます。

（持続可能な農林水産業の育成）

- ・ 農家への直接支払い制度の円滑な実施を図ります。
- ・ 就農研修や指導者育成事業の拡大、農業生産法人の育成で新規就農を促進します。
- ・ 「緑のダム」に着目した森林の整備と管理を進めます。
- ・ 海、川、山の環境保全による水産資源の維持管理を行い、栽培漁業を振興します。

（内外に魅力を発信する「北海道ブランド」の構築）

- ・ 農林水産物の高付加価値化と道産品のブランド化をすすめ、販路拡大を図ります。

(2) 豊かな食や恵まれた自然環境を生かした観光の振興

(魅力ある体験型・滞在型の観光資源づくり)

- ・ 都市と農山漁村の交流拡大に向け、「ファーム・イン」観光やグリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズム、マリン・ツーリズムの基盤を整備し、農山漁村の振興を図ります。
- ・ 世界遺産に登録された知床などを活用した道内外に発信できる魅力ある観光ルートの開発整備を進めます。

(観光客受け入れ体制の整備)

- ・ 地方空港のC I Q (税関・入国管理・検疫)体制を強化します。
- ・ 訪れる旅行者に地域の魅力を紹介し、案内する観光ボランティアガイドの育成を推進します。

(3) 競争力のある地場産業・新産業の育成、起業の促進

(地場産業、中小・零細企業の育成・振興)

- ・ 海外との交易促進のため、情報収集、情報発信などの機能を集約・強化します。
- ・ 中小企業への融資に関して、金融機関が担保・保証に依存せず、ローンレビュー(貸出後の業況把握)の徹底やスコアリングモデル(信用格付モデル)の積極活用を図るよう金融の円滑化対策を行います。

(産学官連携の強化による新技術・新商品の開発)

- ・ 産学官の連携によるビジネスネットワークを構築し、情報収集や人的ネットワークなどビジネスの基盤作りのバックアップをします。
- ・ インターネット時代に対応した情報インフラ整備を進めます。
- ・ 地球環境保全、地球温暖化防止に向け、省エネ技術の開発、及び天然ガスや水素、風力・太陽光・氷雪、木質や畜産バイオマスなど、環境負荷の少ない代替エネルギーの開発・

普及促進を図ります。

（起業の促進、経営の刷新）

- ・ 少子高齢時代における新しい消費需要（健康・医療、教育・訓練、家事・子育て支援などの分野）に対応した起業を促進します。
- ・ 新規開業促進、ベンチャーの再チャレンジなどに向けた投資ファンドを創設し、経営・法務・財務・会計・マーケティングなどのノウハウ支援システムを整備します。
- ・ 建設業の経営体質強化や異分野進出などのソフトランディング対策をします。

（４）安定した雇用の確保とセーフティネット

（雇用機会の創出と平等）

- ・ 雇用機会を創出するため、新産業分野における起業化を促進します。
- ・ 超高齢社会に対応し、意欲と能力に応じて年齢などに関わりなく働ける多様な就業形態を可能にする労働市場の整備、並びに同一労働同一賃金の原則確保を推進します。

（雇用セーフティネットの充実）

- ・ 若者の就業促進はじめ、離職した中高年者の再就職などに向けた職業訓練、職業相談、職業紹介、トライアル雇用などの充実を図ります。
- ・ より高度で実践的な職業能力を有する人材育成のための職業訓練校の展開など、職業能力開発制度の抜本強化を進めます。
- ・ 北海道が発注する事業に従事する労働者の適正な賃金・労働条件の確保を目的とし、受注者の責任などを明記した「公契約条例」を制定します。「公契約条例」を制定します。
- ・ 季節労働者が冬期間に失業することのないよう、北海道における公共事業の施工量の平準化などを図り、季節労働者の通年雇用に向けた援護策を推進します。

2 安心・公正な地域社会をつくる

北海道は、全国に比べて少子高齢化が急速に進んでおり、また、札幌への一極集中も進んでいます。

こうした中で、今後も「効率」優先の小泉構造改革が続き、そして中央依存・国追随型の道政が続くならば、不安や格差が一層拡大し、都市への一極集中も加速する中で、地域社会の崩壊は必至です。

ふるさと北海道を守るためには、地域の主役である「市民」が主体となって、「企業」や「行政」と協働し、“安心”や“公正”、“ゆとり”など北海道らしい「物差し」をもって、誰もが安心して心豊かに暮らしていける地域社会＝「安心・公正」、魅力と活力にあふれた新しいコミュニティ＝を自ら構築していくことが必要です。

(1) 新しいコミュニティをつくる NPO など市民活動の活発化

(福祉や子育て、環境保全、教育、まちづくり等に取り組む
NPOの育成・支援)

- ・ ボランティア団体や NPO など、道民の自主的な活動に対して、個人道民税納税者が支援したい団体を経済的に支援できる仕組みを検討します。
- ・ 道の指定管理者制度を周知徹底し、情報開示を進めます。

(住民自らがつくる新しい地域コミュニティ)

- ・ 地域の再生を目指す手段として、コミュニティ活動や地域経済を活性化させる効果が期待できる、地域通貨の普及を促進します。

(2) 安全・安心の地域づくり

(防災対策の推進)

- ・ 地震、噴火の予知体制の整備と施設などの耐震化対策を行います。
- ・ 原子力発電所の安全対策については、国に対し原子力行政の推進と規制を明確に分離することを求めるとともに、国及び電力会社に対し情報公開の徹底を求めます。
- ・ 幌延町における深地層研究所などに、将来にわたって放射性廃棄物が持ち込まれること

がないよう監視体制を整備していきます。

(地域医療・交通の確保)

- ・ 地域医療を担う医師の確保に努めます。また、ドクターヘリなどの活用により救急医療体制の充実を図ります。
- ・ 生活路線となっている地方バスの維持に努めます。

(平和の確保)

- ・ 日ロ平和条約の早期締結、北方領土問題の解決（四島返還）に向けて、日本、ロシア両国の国民の間で友好関係を築くため、ビザなし交流などを推進します。
- ・ 矢臼別における米海兵隊による軍事演習の情報開示を求め、住民への情報通知の徹底を図ります。また、訓練自体の縮小、夜間訓練・深夜の移動訓練の中止を求めます。
- ・ F 1 5 戦闘機訓練の航空自衛隊千歳基地への移転に反対します。
- ・ 米軍への基地提供とともに、米軍の特権と行動の自由をさまざまな形で保障している不平等な日米地位協定の見直しを政府に求めます。

(3) 子育て支援、福祉の充実、人権擁護

(子育て支援)

- ・ 保育サービスを充実させ、待機児童の解消を図ります。
- ・ 育児休業制度の充実をめざします。
- ・ 小児医療・救急医療体制の整備を行います。
- ・ 児童手当の拡充を求めます。

(福祉の充実)

- ・ 障害のある方やお年寄りをはじめ行動上の制限を受ける方々が、道路や学校、公共施設

などを利用しやすいようにバリアフリー化を図り、福祉のまちづくりを進めます。

- ・ 福祉の量と質の向上を図り、地域福祉を充実させます。
- ・ 介護保険制度は、広域的な取り組みをより促進しながら、介護を担うサービス基盤を拡充し、低所得者対策等で住民の納得いく制度改善に取り組みます。

(人権の擁護)

- ・ 人権擁護に総合的に取り組むため、「北海道人権基本条例(仮称)」を制定します。
- ・ 道の審議会、委員会における女性委員の登用を積極的に進めます。
- ・ 先住民族としてのアイヌの人たちの言語や伝統文化の保存振興、伝統的生活空間の再生事業、生活や雇用の安定、生活環境の改善を進めます。

(4) 地球温暖化防止、自然環境などの保全

(地球温暖化防止対策の推進)

- ・ 温室効果ガス排出量の削減・抑制に向けた北海道新計画を策定し推進します。

(自然環境の保全、生活環境の整備)

- ・ 3R(廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)再使用(Reuse:リユース)(再生利用(Recycle:リサイクル))および適正処分を推進し、ゴミゼロを目指します。また、廃棄物の不法投棄の防止策を整備します。
- ・ 観光と自然環境保全を両立させる入域規制などを含めた具体的なルールを整備します。

(5) 教育の充実、文化・スポーツの振興

(教育の充実)

- ・ 少人数学級や複数の教師が一つの教室で教えるチーム・ティーチングを推進します。
- ・ 人権・平和・環境、ふるさとの歴史・文化・産業を大切にする教育、個性や能力を伸ばす教育、職業観を育む教育を進めます。

- ・ 学習の場や共同生活の場を、地域の協力を得つつ、学校外においても多様な形で提供することを進めます。

（文化・スポーツの振興と生涯教育）

- ・ スポーツ・文化施設を活用し、大学などとタイアップして、道民一人ひとりの多様なライフスタイルに応じた生涯教育の充実を図ります。

（6）北海道らしいライフスタイル

（アウトドアライフの充実）

- ・ エコツアー、アウトドアの案内人・指導者の育成と活用を進めます。
- ・ 北海道ローカルタイムの導入を検討します。
- ・ スローフード運動を推進します。
- ・ 都市住民の農村地域への移住の円滑化や都市郊外でのグリーンライフ（農的生活）支援を推進します。

3 分権・自治の「地域政府」をつくる

国や自治体の財政が悪化する中で、小泉政権は国の財政難を地方にしわ寄せする「三位一体」改革を進め、それによって財政難に拍車がかかった市町村は合併を余儀なくされています。

道庁もまた、膨大な借金を抱える中で、国の管理下に置かれる赤字再建団体に転落する危機に直面しています。

このままでは、分権が進むどころか自治の崩壊が進み、弊害の多い「中央集権」体制が温存され、国民・住民へのしわ寄せばかりが増えます。

国から地方へ権限と財源を大幅に移譲させ、「地域のことは地域で決める」真の分権は、決して「国から分け与えられる」ことではありません。

道政においては、道民や市町村と一体になって、地方からの“分権革命”を実現させる強いリーダーシップの発揮が必要です。

同時に、情報公開・説明責任、道民参加など透明性のある道政運営・道政改革を進め、「企業」や「市民」との協働による、新しい公共サービス・自治体経営を確立していくことが必要です。

(1) “分権革命”の推進

(地域主権、分権型国家を象徴する「道州制」の導入促進と「地域政府」の確立)

- ・ 道州制による北海道政府の将来の姿を明確にし、道民と情報を共有します。
- ・ 国から道や市町村への権限と税財源の大幅移譲を図る真の地方分権を確立します。また、道から市町村の権限や財源の移譲も進めます。

(2) 基礎自治体である市町村の再編強化

(市町村自治の確立、再編強化)

- ・ 市町村合併には住民合意をもとに取り組みます。また、「広域連合」など多様な自治のかたちを認め、合併の途を選択しない市町村と道との新たな連携システムを構築します。

(3) 道財政はじめ、自治体財政の立て直し

(情報公開の徹底と住民参加)

- ・ 歳出・歳入の抜本的な見直しによる財政健全化の中長期計画を道民と情報を共有して策定します。
- ・ 財政状況等の実態が道民に見えにくくなっている関与団体等も、情報公開の対象とします。

(公共事業等の見直し)

- ・ 新幹線や高速道路など大型公共事業をはじめ、あらゆる事業について道民参加の政策評価を徹底し、優先順位を決定します。
- ・ 不急の公共事業は中止や凍結、大幅縮減などを判断します。

(“分権革命”による「もう一つの財政再建プラン」の策定)

- ・ 国直轄事業に伴う北海道の負担金の廃止・縮減に取り組みます。
- ・ 公債償還費の利払い負担軽減をめざし、高利の道債の繰上げ償還や金利の減免を行うために政府などと交渉します。

(予算編成システムの見直し)

- ・ 「複式簿記」と「発生主義」を取り入れ、道財政を厳密に管理をできる会計制度にします。また、政策の事後評価を行う観点から決算を重視し、徹底した情報開示を進めます。
- ・ 道の関与団体、特別会計・企業会計を事業内容を含めてゼロベースから見直します。
- ・ 前年度に経費を削減した部局に対して、節減額の一定割合を報奨として還元する制度を検討します。

(4) 道庁改革

(「道州制」を担う「北海道州政府」の確立)

- ・ 住民・行政・議会の対等関係を保証する「北海道自治基本条例(仮称)」を制定します。

(簡素で効率的な行政(行政のスリム化))

- ・ 「行政」「企業」「市民」の対等・協働による公共サービスの提供を進めます。

(道民に「信頼される道政」の確立)

- ・ 「企業」や「市民」との対等の観点に立った公務員待遇などの見直します。また、関与団体、公共事業受注先などへの天下りを禁止します。
- ・ 北海道警察の不正経理と裏金問題を徹底解明するとともに、警察組織の再生と警察行政の信頼回復を図るために予算執行のチェック体制を強化するなど、再発防止策づくりを進めます。
- ・ 入札、委託契約については、公平性、透明性を高めるため、電子入札拡大等の改革を進めます。
- ・ 内部告発者を保護する「公益通報条例(仮称)」を制定します。
- ・ 監査委員を補佐する事務局の充実など、内部監査機能の強化を図ります。

(広域的な地域振興の拠点としての支庁制度改革)

- ・ 支庁制度を抜本的に見直します。

(5) 道議会はじめ、自治体議会の改革

(権力の対等と議会の透明性)

- ・ 議会の持つ機能と権限(住民代表機能、団体意思の決定機能、条例制定など立法の機能、行政統制の機能、機関意思の決定機能等)の充実強化を規定した「北海道議会基本条例」を制定します。
- ・ 政務調査費について、用途を含めて報告書に記載し、情報公開を進めます。
- ・ 道民の傍聴を容易にするため、休日・夜間に議会・委員会を開催することを検討します。

(議会の権能発揮)

- ・ 道議会の情報公開を進めます。また、住民参加をすすめるため、議会の公聴機能を強化します。
- ・ 道議会が行政から独立し、道民の意向を反映した「北海道立法府」として権能を発揮できるように、議会事務局の機能を強化します。

(議員定数等の見直し)

- ・ 議員定数などの見直しを進めます。